

判決当日のお知らせ

ホームヘルパー国賠訴訟原告団・弁護団

2024年1月26日

2019年11月1日、ホームヘルパーとして働く3人の女性が、国を被告とし、東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起しました。訴訟の中で、原告たちは、移動・待機・キャンセル費用の支払いがほとんど行われていない、労働基準法を遵守することができないホームヘルパーの労働実態に対する国の責任を追及してきました。

2022年11月の東京地裁の棄却判決に対して、原告らが控訴。その控訴審判決が2月2日11時から東京高裁で言い渡されます。求人倍率1.5倍超えという究極の人手不足の中、現場で在宅介護を支えてきた原告らの訴えは、注目を集めてきました。

一方、今月22日、厚生労働省は社会保障審議会・介護給付費分科会で、今年4月から適用されるという介護報酬単位を明らかにしました。それによると、訪問介護の基本報酬は、身体介護、生活援助、通院乗降介助とも、すべて基本報酬が引き下げられており、「在宅介護の息の根を止める気か！」という怒りの声が、介護業界に渦巻いています。もちろん原告らも怒り心頭です。この点の抗議集会も開きます。

判決当日（2月2日（金））の行動は以下の通りです。

①控訴審判決：11時 東京高等・地方裁判所515号法廷

②旗だしなど：12時 東京高等・地方裁判所門前

原告ら・代理人と支援者が高裁前に集合し、旗だし・写真撮影を行います。

③報告会及び記者会見（ヘルパーのつどい）

場所：衆議院第2議員会館、第8会議室（定員約40人）

時間：13時開始予定

内容：判決について、代理人から報告、原告からのコメントなど。

・訪問介護の報酬削減について

④在宅介護報酬引下げ抗議アクション～私たちはだまされない

場所：衆議院第2議員会館前でアピール（雨天決行）

時間：15時～16時

反対のアピール内容（予定）

- ・人手不足は深刻どころか、重症だ！
- ・報酬を上げることから始めよ！下げるなどもってのほか！
- ・加算になんて騙されないぞ！利用者負担が半端ないの知らないのか！
- ・「介護難民」「介護離職」「家族介護」に逆戻りへの道
- ・きちんと分けてもらいましょう！集合住宅の訪問と個別自宅訪問の収益データ。
- ・介護保険、企業の金儲けに使われていいの？
- ・小規模事業者の訪問介護は調査されているのか？
- ・厚労省の「介護経営実態調査」は疑問だらけ！ など

<https://helper-saiban.net/index.html>

helpersosyou@g-care.org

090-9840-7818（伊藤）